

## 公立大学法人滋賀県立大学ハラスメントの防止等に関する規程

平成 2 1 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 132 号

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第 3 8 条第 2 項、公立大学法人滋賀県立大学特任職員就業規則第 3 1 条第 2 項、公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則第 38 条第 2 項、公立大学法人滋賀県立大学無期転換契約職員就業規則第 4 6 条第 2 項および公立大学法人滋賀県立大学非常勤職員就業規則第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止および排除のための措置ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関して、必要な事項を定めることにより、本学における職員および学生等の人権の擁護を図り、もって人事の公正の確保、職員および学生等の利益の保護、職員の職務能率の発揮ならびに学生等の良好な就学環境の確保を図ることを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントおよび妊娠・出産、育児または介護に関するハラスメントをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 役員、職員、学生等および関係者が、他の役員、職員、学生等および関係者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメント 教員がその職務上の地位または権限を利用して他の教員または学生等に対して行う研究もしくは教育上または就学上の不適切な言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメント 役員および職員が職務に関するかつ優越的な関係を背景として行われる、職員に精神的もしくは身体的苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、あるいは、職員の勤務環境を害することとなるような、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動」をいう。
- (5) 妊娠・出産、育児または介護に関するハラスメント 役員、職員、学生等が、他の役員、職員、学生等に対して行う、妊娠・出産または妊娠・出産、育児もしくは介護に関する休業その他の制度もしくは勤務軽減措置の利用等に関する不適切な言動をいう。
- (6) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員等の就労上または学生等の就学上の環境が害されることおよびハラスメントへの対応に起因して職員等が就労上のまたは学生等が就学上の不利益を受けることをいう。
- (7) 役員 法人の理事長、副理事長、理事および監事をいう。
- (8) 職員 本学の教員、事務局職員、特定プロジェクト職員、特任職員、契約職員、無期転換契約職員、非常勤職員、委託または派遣等により本学において就労する者をいう。

- (9) 学生等 本学の学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生等本学において就学する者をいう。
- (10) 関係者 学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者および客員研究員等本学において研究等を目的に滞在する者をいう。
- (11) 部局長等 各研究院長、各学部長、全学共通教育推進機構長、図書情報センター長、地域共生センター長、環境管理センター長、産学連携センター長、学生支援センター長および地域ひと・モノ・未来情報研究センター長をいう。

(役員、職員および学生等の責務)

第3条 役員および職員は、この規程および「ハラスメントの防止等のために公立大学法人滋賀県立大学役員および職員が認識すべき事項についての指針」に従い、ハラスメントを行ってはならない。

2 学生等は、ハラスメントをしないよう注意しなければならない。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、本学のハラスメントの防止等に関して総括するとともに、役員、職員および学生等に対して、この規程の周知徹底を図り、啓発活動および必要な研修を実施するものとする。

(役員および部局長等の責務)

第5条 役員、部局長等および職員を監督する地位にある者は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止および排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員および学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること
- (2) 職員および学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントまたはハラスメントに起因する問題が本学に生じることがないように配慮すること

(人権問題委員会)

第6条 本学のハラスメントの防止等に関し、次の各号に掲げる事項は、公立大学法人滋賀県立大学人権問題委員会（以下「委員会」という。）が行う。

- (1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画および実施に関すること
- (2) ハラスメントに関する苦情相談（以下「ハラスメント相談」という。）に関すること
- (3) ハラスメントの事実の調査に関すること
- (4) 被害者の救済に関すること
- (5) 当事者間の調停に関すること
- (6) 行為者に対する指導等に関すること
- (7) 再発防止の対策に関すること
- (8) その他ハラスメントの防止等に関すること

(ハラスメント相談員)

第7条 ハラスメント相談への窓口としての対応のため、委員会の下にハラスメント相談

員（以下「相談員」という。）を置く。

2 理事長は、次の各号の職員を相談員に指名する。

(1) 心理臨床経験などハラスメント相談に関し識見を有する職員

(2) 各学部から推薦された教員14名以上（公立大学法人滋賀県立大学学則第3条第2項に定める各学科から1名以上。ただし、人間看護学部については、学部から2名以上）

(3) 事務局長から推薦された事務局職員2名

(4) その他本学に所属しないもので理事長が必要と認める者

3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

（相談員の任務）

第8条 相談員は、「公立大学法人滋賀県立大学のハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」に留意し、ハラスメント相談窓口としてハラスメント相談に対応するものとする。

2 相談員は、ハラスメント相談を受け、それに対して迅速な対応が必要と認めるときは、速やかに第11条に定めるハラスメント相談室に報告をしなければならない。

3 相談員は、原則として、委員会委員長が別に定める様式により、ハラスメント相談があった事実、申立人の意向等について記録に残さなければならない。

4 相談員は、任期中および退任後においても任務中に知り得た事実を他に漏らしてはならない。

5 相談員は、当事者の名誉およびプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

（相談窓口等）

第9条 相談員の氏名等必要な事項については、職員および学生等に周知するものとする。

2 職員および学生等は、その所属にかかわらず、いずれのハラスメント相談員にも相談することができるものとする。

3 相談員以外の職員が相談を受けた場合において、本規程による対応が望ましいと判断される場合には、相談者の同意のもとで、相談員に対応を求めるものとする。

（相談員会議）

第10条 相談員相互の連絡を密にし、相談業務の質の向上を図るため相談員会議を置く。

（ハラスメント相談室）

第11条 ハラスメント相談の迅速な解決を図るために当事者双方の主張を聴き、環境を調整する手続き（以下「調整」という。）を行うため、委員会の下にハラスメント相談室（以下「相談室」という。）を置く。

2 相談室は、次の各号の者をもって組織する。

(1) ハラスメント相談室長（以下「相談室長」という。）

(2) ハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）

(3) その他理事長が必要と認める者

3 相談室長および専門相談員は、相談員の中から理事長が指名する。

4 相談室長は相談室を統括し、専門相談員は相談室長を補佐する。

(ハラスメント相談の調整等)

第 12 条 相談室は、相談員から報告を受けたハラスメントに対し、必要と認めるときは、速やかに調整を行うものとする。

2 前項の場合において、相談室は申立に関係する部局長の協力を求めることができることとする。

3 相談室は、相談内容が深刻で委員会において審議すべき事項があると判断し、かつ、申立人の了解が得られた場合には、その内容について委員会に報告しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 13 条 役員、部局長等およびその他の職員は、ハラスメント相談の申立、当該相談に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員または学生等の対応に起因して、当該職員または学生等が不利益を受けることのないようにしなければならない。

(事 務)

第 14 条 相談室および相談員に関する事務は、事務局総務課および学生・就職支援課において行う。

(委 任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 公立大学法人滋賀県立大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程は、廃止する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(第 1 条、第 2 条関係)

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 5 日から施行し、令和 3 年 4 月 5 日から適用する。

付 則

1 この規程は、令和 7 年 9 月 2 日から施行する。

2 公立大学法人滋賀県立大学ハラスメント相談員規程は廃止する。